

## 計画のねらい・期間

- 職業能力開発促進法の規定に基づき、県内経済の動向、労働力の需給状況等を考慮して策定
- 産業構造等の変化、技能継承問題などが顕在化する中、企業や地域経済の活力を維持・向上させていくためには、新たな成長分野を含めた「ものづくり分野」の技術開発を支える人材の育成・確保を図る必要があり、国、県、民間教育訓練施設、企業等との連携・役割を踏まえ、県が取り組むべき基本的施策を効果的、効率的に進めるための職業能力開発の方向性を示す。
- 計画期間は平成23年度から27年度までの5か年

## 第9次計画の要点

- ◇ものづくり分野の人材育成の充実と成長が期待される分野における人材育成を研究する必要があるとした。
- ◇「雇用のセーフティネット」による離職者に対する公共職業訓練の必要性を明示した。
- ◇長野技能五輪・アビリティック2012の開催を契機に技能レベルの向上、技能尊重機運の醸成を図る必要があるとした。
- ◇産業人材の育成を図るため、産業人材育成支援センター機能を一層充実させる必要があるとした。
- ◇国の制度見直し等の動向を踏まえ、工科短期大学校及び技術専門校のあり方について、検討すべき論点と見直しの方向性を明らかにした。

## 計画対象の県民

215万人（平成22年度：長野県人口）

労働力人口  
(15歳以上、65歳未満)  
128万人

〈常用雇用者〉  
正社員・正職員  
50万5千人  
正社員以外  
24万1千人

〈臨時雇用者〉  
2万9千人

〈障害者〉  
身体 2万5千人  
知的 1万人  
精神 2万7千人

注：身体・知的は18～64歳  
精神は全年齢

〈母子家庭の母〉  
2万2千人

## 職業能力開発をめぐる状況の変化

- 1 人口及び労働力人口の減少**
  - ・人口の減少  
H17 220万人→H22 215万人
  - ・生産年齢人口の減少  
H17 136万人→H22 128万人
  - ・年少人口の減少  
H17 32万人→H22 30万人
- 2 産業構造及び就業構造の変化**
  - (1) 産業構造の変化**
    - ・就業者総数の減少  
H12 120万人→H17 115万人
    - ・産業別増減割合（H12→H17）  
第1次産業 △2.9%  
第2次産業 △15.0%  
第3次産業 +2.0%
    - ・事業所数の減少  
H13 128,839→H18 119,608
    - ・産業別増減割合（H13→H18）  
第1次産業 +5.8%  
第2次産業 △11.8%  
第3次産業 △5.8%
    - ・業種別ではほとんどが減少する中で、「医療・福祉」は14.7%増
  - (2) 就業構造の変化**
    - ・非正規雇用の増加
    - ・若年者・高齢者の有業率の低下
    - ・高等学校卒業者の進学率  
H17 70.8%→H22 73.0%
    - ・高等学校卒業者の就職内定率  
H22 95.1%→H23 96.8%
    - ・女性の再就職（出産・子育て後）がパート・アルバイト化
    - ・母子家庭の増加
    - ・障害者の就職先の確保
    - ・有効求人倍率の低迷
- 3 国における制度見直し**
  - ・都道府県の職業能力開発施設の管理運営  
→指定管理者制度導入が可能に
  - ・独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止（H23.10.1施行）

## 職業能力開発の基本的施策

主として6つの視点から今後の長野県の職業能力開発を推進

- 1 ものづくり分野・成長が期待される分野における人材育成の推進**
  - ・ものづくり分野の業務内容に応じた高度な専門知識・技能を身に付けた人材の育成
  - ・環境・エネルギー、健康・医療等の分野で必要とされる人材の育成
- 2 雇用のセーフティネットとしての能力開発の推進**
  - ・雇用失業情勢の変化に的確に対応するための離職者に対する公共職業訓練の実施
- 3 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進**
  - ・若年者に望ましい職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身につける取組
- 4 若年技能者・次世代を担う技能者の育成**
  - ・若年者が進んで技能労働者を目指すような環境の整備
- 5 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進**
  - ・障害者、母子家庭の母等、学卒未就職者などの特性に応じた職業訓練の実施
- 6 産業人材育成支援のためのインフラの充実**
  - ・長野県産業人材育成支援センターの取組の充実

## 県が取り組むべき事業・支援等

### 【ものづくり分野における人材育成】

- ・高度な専門知識・技能を身につけた人材を企業内外での訓練等により育成
- ・離職者への、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練の実施

### 【成長が期待される分野における人材育成】

- ★環境・エネルギー、健康・医療、乗り物等の分野の人材育成
- ・産業構造、就業者数、受講ニーズや企業ニーズ等の継続的な把握と分析
- ・民間教育訓練機関等の参画による機動的な人材育成

### ★離職者に対する公共職業訓練を国と連携して実施

- ・キャリア教育の推進
- ・企業による労働者の能力開発
- ・企業内訓練(OJT)の充実
- ・認定職業能力開発施設による職業訓練

### ★長野技能五輪・アビリティック2012の開催による技能レベルの向上、技能尊重機運の醸成

- ・技能検定制度の着実な実施
- ・技能者に対する各種表彰
- ・技能評価認定制度の普及促進
- ★高校生に対する教育委員会と連携した人材育成（キャリア教育）
- ★熟練技能者の派遣等による技能講習の実施や実演を通じた技能者との交流等
- ★児童・生徒や親に対して、技能やものづくりの魅力に触れる機会の提供

- ・障害者：態様に応じた多様な委託訓練と県障害者技能競技大会やアビリティックの開催による社会参加の促進
- ・母子家庭の母等：就業に求められる十分な能力を身につける職業訓練
- ★学卒未就職者：コミュニケーション能力等の基礎的能力の向上を付与する訓練

- ・産業人材育成支援ネットワークの連携強化
- ★産業人材育成支援センターの機能の充実

## 工科短期大学校・技術専門校の今後の方向

### 1 工科短期大学校のあり方

- ・現行の基礎技術教育の充実や先端技術に関する研究会活動の充実等
- ・柔軟なカリキュラムの見直しや施設設備の充実を図り、第一線の実践技術者を育成
- ★企業ニーズや高卒者の進路動向、県財政等を考慮しつつ、南信地域への工科短大機能の配置を含めて、今後のあり方を検討

### 2 技術専門校のあり方

- ・基幹産業を担う技能者育成
- ・後継者育成
- ・雇用のセーフティネット
- ・訓練の重点化
- ・複数校にまたがる訓練科の集約等
- ・ものづくり分野を中心とする技能者の人材育成を継続
- ★成長が期待される分野に対応した訓練カリキュラムの研究
- ★国の公共職業訓練の動向を注視
- ★指定管理者制度導入の検討

### 3 今後の方向

- ・将来を見越した需給動向等を分析した上でのあり方検討
- ・応募・入校・就職状況等、具体的な指標等による検証及び実施体制等の見直し
- ・訓練指導員の資質の向上や指導技法等の継承
- ・老朽化施設・設備の更新等による訓練体制の整備
- ★工科短期大学校及び技術専門校の認知度を高めるための周知

### 4 見直しの進め方

- ・「すぐできる見直し」と「調整期間が必要な見直し」の二段階で実施